

徳島県告示第311号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定
公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和8年6月12日

徳島県知事 後藤 田 正 純

名 称	住 所 又 は 事務所所在地	委託した公金事務	指定年月日	委託年月日
株式会社あわわ	徳島市南末広町2 番95号	徳島県立木のおもち ゃ美術館使用料徴収 事務	令和8年3月 24日	令和8年4月 1日